

プラスチックの資源化方法等について

1 資源化方法について

(1) 容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する場合（容リルート）

容リ法第 21 条により指定法人として指定された（公財）日本容器包装リサイクル協会のリサイクルルートを活用。容リ協会が、材料リサイクル、ケミカルリサイクルが行える様々な事業者へ委託することで、将来にわたり安定的にリサイクルが可能な仕組みとなっている。

< 容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する場合 >



出典：環境省ホームページ (<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/bunbetsu>)

(2) 区が任意に選択した再資源化施設に委託する場合（独自ルート）

文京区がモデル事業で採用した方法である。資源化方法を区が選択し、資源化事業者へ直接再商品化を委託する。

- ・容器包装プラスチックの再商品化における区の費用負担は、容リルートが 1% に対し、独自ルートは 100% となっており、費用負担に大きな差がある。
 - ・容リルートの直近のリサイクル手法別落札率は、材料リサイクルが 56.6%、ケミカルリサイクルが 43.4% となっている。いずれも現行のサーマルリサイクル（熱回収）よりも環境負荷を低減できる。
- これらを総合的に考慮し、本事業は容リルートを選択することとする。

2 プラスチック回収の課題について

プラスチックを分別して資源として回収するため、可燃ごみやびん・缶等資源の回収日との調整、集積所における排出時の対策、ごみ問題に対する住民意識の啓発などが課題となる。

- ・プラスチックは、可燃・不燃ごみ、他の資源の回収がない曜日に新たな回収日を設け、回収する。
- ・プラスチックの性質上、質量が軽く飛散しやすいことから、防鳥ネットを活用して対策する。
- ・プラスチックの資源化を契機に、可燃ごみの減量対策についても合わせて実施する。